

厚生労働省山口労働局発表
令和3年11月12日(金)

担 当	厚生労働省山口労働局労働基準部賃金室
	室長 藤村 恵
	室長補佐 大塚 智
	電話 083-995-0372

報道関係者各位

山口県特定（産業別）最低賃金の引上げについて

— 12月15日から16円から28円引上げ —

山口労働局（局長 むらい かんや 村井 完也）は、山口地方最低賃金審議会（会長 はましま きよし 濱島 清史）からの答申を受け、4つの産業の最低賃金を下表のとおり改正することを決定しました。

改正する特定（産業別）最低賃金は、18歳未満又は65歳以上の者、雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの及び清掃又は片付けの業務に主として従事する者などを除いて、山口県内の4つの産業で使用される労働者に適用されます。

今後は、官報公示の手続きを経て、本年12月15日から効力発生となります。

○山口県特定（産業別）最低賃金の産業区分別改正表

産業区分	現行 時間額	改正 時間額	効力発生日	引上額	引上率
鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・ 同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	967円	995円	令和3年 12月15日	28円	2.9%
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具製造業	893円	921円		28円	3.1%
輸送用機械器具製造業	937円	965円		28円	3.0%
百貨店、総合スーパー	859円	875円		16円	1.9%